

令和 7 年度普通河川太井川及び浦ン川
測量設計業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年 6 月
太子町まちづくり推進部 地域整備課

特 記 仕 様 書

委託名 令和7年度普通河川太井川及び浦ン川測量設計業務委託

委託場所 南河内郡太子町山田地内

履行期間 契約締結の翌日から令和7年12月31日

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量、調査及び設計業務等委託必携(令和6年4月)大阪府都市整備部」によるものとする。その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第2条 目的

本業務は、太子町(以下「発注者」という)が管理する河川のうち、普通河川太井川及び浦ン川の修繕に関する詳細設計の実施を目的とする。

第3条 適用基準等

業務の実施にあたっては、下記の基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 測量、調査及び設計業務等委託必携(令和6年4月)大阪府都市整備部
- (2) 設計業務等共通仕様書(令和6年4月)大阪府都市整備部
- (3) その他関連示方書等

第4条 協議打合せ

- 1 業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡をとり、連絡事項を記録し、協議打合わせの際に相互に確認しなければならない。
- 2 業務の着手時及び主要な区切り時において協議打合せを行うものとし、その内容を記録し、相互に確認しなければならない。

第5条 資料の貸与

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与出来るのとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第6条 管理技術者・照査技術者

受注者は管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、経験を有する技術者を配置しなければならない。

第7条 秘密の保持

受注者は、本業務を実施するうえで業務目的外の情報取得を禁止するものとし、本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

第8条 交通安全管理

本業務実施にあたり、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。

本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第9条 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 対象河川

普通河川 太井川 1箇所 L=4m

普通河川 浦ン川 5箇所 各L=4m

(2) 業務内容

1) 現地踏査

基礎的な現地状況を把握するための現地踏査を行う。現地踏査では河川区域内の変状（劣化・損傷等の進行）を把握するほか、現地状況（利用形態、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）を把握して現場の概況を整理・記録（写真撮影含む）する。

2) 設計図書作成

工事発注に伴い必要となる、図面及び工事費算出の基となる数量計算書を作成すること。

工事費算出の基となる数量計算書については、10月までに提出すること。

3) 打合せ協議

設計協議は初回、納品時の計2回を基本とする。ただし、監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

なお、協議の際は管理技術者が立ち会うものとする。

第10条 地元関係者との交渉

受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

第 11 条 土地への立ち入り等

1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務が円滑に推進するように努めなければならない。

2 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書を発注者に提出し、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

第 12 条 提出書類

発注者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

(1) 業務委託関係提出書類一覧

書 類 名	作 成 者	宛て名	部数	備 考
着 手 届	受 注 者	発 注 者	2	着工の日
管理技術者通知書	〃	〃	2	契約後遅滞なく
管理技術者経歴書	〃	〃	2	〃
照査技術者通知書	〃	〃	2	〃
照査技術者経歴書	〃	〃	2	〃
業務工程表	〃	〃	2	〃
報告書	(報告書・設計図・実施結果) A4 版、キングファイル綴じ製本		1	竣工検査時
電子データ	CD-R、ラベル印刷 ※設計図は PDF データ及び CAD データ (dxf, dwg 形式)とする。		1	〃
完 了 届	受 注 者	発 注 者	2	工事完成の日
引 渡 書	〃	〃	2	検査終了後引渡し時
納 品 書	〃	〃		〃
請 求 書	〃	〃	2	請求しようとする日

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。